

(金抜き)

目次

- 1 令和8年度（単価契約）道路清掃に係る予定数量・予定額
- 2 令和8年度（単価契約）道路清掃に係る設計単価
- 3 設計書
- 4 特記仕様書
- 5 路線図

(別紙)

令和8年度

「(単価契約) 道路清掃」に係る予定数量・予定額(金抜き)
(単位:円)

工 種	規 格	単位	予定数量	予定単価(円) (税抜)	予定価格(円) (税抜)	備考
路面清掃(機械)	夜間	km	827.0			
路面清掃(歩道・人力)	昼間	km	93.0			
路面清掃(地下道・人力)	昼間	km	1.2			
路面清掃(中央分離帯・人力)	昼間	km	3.8			
				税抜き価格 円		
				税込み価格 円		

路面清掃(地下道・人力)、路面清掃(中央分離帯・人力)、路面清掃(中央分離帯・人力) 幅広は交通誘導警備員を含み、路面清掃(機械)、路面清掃(歩道・人力)、路面清掃(柵有中央分離帯・人力) 幅広は交通誘導警備員を含まない単価である。

(別紙)

令和8年度

「(単価契約) 道路清掃」に係る設計単価(金抜き)

(単位:円)

工 種	内 容	規 格	単価(税抜き)	単価(税込み)
路面清掃(機械)	路面清掃(機械) 827.0km	夜間		
路面清掃(歩道・人力)	路面清掃(歩道・人力) 93.0km	昼間		
路面清掃(地下道・人力)	路面清掃(地下道・人力) 1.2km	昼間		
路面清掃(中央分離帯・人力)	路面清掃(中央分離帯・人力) 3.8km	昼間		

路面清掃(地下道・人力)、路面清掃(中央分離帯・人力)、路面清掃(中央分離帯・人力)幅広は交通誘導警備員を含み、路面清掃(機械)、路面清掃(歩道・人力)、路面清掃(柵有中央分離帯・人力)幅広は交通誘導警備員を含まない単価である

工 事 概 要

道路清掃				式	1
路面清掃（機械）	km	827	路面清掃（歩道・人力）	km	93
路面清掃（地下道・人力）	km	1.2	路面清掃（中央分離帯・人力）	km	3.8

施 工 理 由

本業務は、交通量の多い幹線道路や美観の保全管理が必要な観光地周辺の道路等において清掃を行うものである	
--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年12月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年12月	
基 準 適 用 年 月	2025年12月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	13:道路維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	前払金対象外	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

設計内訳書（本01）

工事名	(単価契約) 道路清掃 (東部土木みどり事務所)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
道路清掃工		式	1				
路面清掃工		式	1				
路面清掃(機械)	作業形態：路面清掃(機械清掃工)(夜間)、路面清掃車運転(基地から処分地)(昼間)	km	827				
路面清掃(歩道・人力)	作業形態：昼間、塵芥量：歩道 少ない	km	93				
路面清掃(地下道・人力)	作業形態：昼間、塵芥量：歩道 少ない	km	1.2				
路面清掃(中央分離帯・人力)	作業形態：昼間、塵芥量：中央分離帯 普通	km	3.8				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B、昼間	人日	3				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費(率計上)		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	(単価契約) 道路清掃 (東部土木みどり事務所)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特 記 仕 様 書

作 業 名：（単価契約）道路清掃（東部土木みどり事務所）
作業場所：東部土木みどり事務所管内
作業期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第1条 道路清掃における機械による清掃作業に当たって、「対象路線・箇所・作業車・作業時間・作業上の留意点」については、以下によらなければならない。

（対象路線・箇所）

- 1 清掃対象は、別紙「路線図」（図の朱色及び青色路線）のとおりであるが、緊急時において、別途管内における対象路線以外の路線を指示することがある。
なお、路線図の朱色路線は車道の歩道側のみを、青色路線は車道両側（歩道側及び中央分離帯側）が対象となることを示している。

（作業車）

- 2 清掃作業は、清掃に必要な装備を備えた清掃車（一般的に「ロードスweeper」と呼ばれるもの）、散水車、収集ごみ運搬車（ダンプトラック等）等により行うこと。
ただし、ロードスweeper及び散水車については、道路維持作業車タイプの黄色の外装色とし、黄色回転灯を装備していること。
なお、いずれの車両についても、社名表示を行った車両のみ使用すること。

（作業時間）

- 3 清掃作業時間は原則として、午後9時から翌日の午前6時までとする。

（作業上の留意点）

- 4 清掃作業を行うに当たっては、路面清掃車の走行前に、路面に締め固まった土砂・粗大塵埃等、作業上の支障物の撤去及び適度な散水を行わなければならない。
ただし、凍結等により交通に支障を及ぼすおそれのある場合は、散水を控えることとする。また、受注者は、塵埃等が側溝及び柵等に入り込むのを防止しなければならない。

第2条 道路清掃における人力による中央分離帯の清掃作業に当たって、「対象路線・箇所・作業方法・作業時間・作業上の留意点」については、以下によらなければならない。

（対象路線・箇所）

- 1 清掃対象は、別紙「路線図」（図の橙色）の中央分離帯及びその両脇縁部（道路端）とするが、緊急時において、別途管内における対象路線以外の路線を指示することがある。

（作業方法）

- 2 清掃作業は、人力をもって上記対象箇所の散乱ごみ、塵埃等の除去を行うものとする。

（作業時間）

3 清掃作業時間は原則として、午前8時から午後5時までとする。

（作業上の留意点）

4 清掃作業を行うに当たっては、清掃作業中であることを表示する立て札を設けるとともに、作業区間の両端に交通誘導警備員を配置し、作業の安全と一般車両の通行を円滑に保つように努めなければならない。

第3条 道路清掃における人力による歩道及び地下道の清掃作業に当たって、「対象路線・箇所・作業方法・作業時間・作業上の留意点」については、以下によらなければならない。

（対象路線・箇所）

1 清掃対象は、別紙「路線図」（図の桃色路線及び桃色△マーキング箇所）のとおりであるが、緊急時において、別途管内における対象路線以外の路線を指示することがある。また、現場の状況から、先行路線、対象路線の変更を指示する場合がある。

なお、上記路線（区間）の歩道部が基本対象となるが、歩車道境界がある道路の場合は、歩道及びこれに隣接する街渠板部分等も含むものとする。また、下記路線については、一部車道部も対象となる。

- ・辰巳通
- ・新橋通

（作業方法）

2 清掃作業は、ほうき等による散乱ごみ、落ち葉、雑草（手作業で可能なもの）等の掃き出し・収集・処分を基本とするので、特殊な機材等を活用する場合は、発注者の承認を受けること。また、目に余る雑草等については、発注者へ連絡すること。

（作業時間）

3 清掃作業時間は原則として、午前8時から午後5時までとする。

（作業上の留意点）

4 清掃作業を行うに当たっては、受注者は、塵埃、落ち葉等の周囲への飛散や側溝及び柵等への侵入の防止に努めなければならない。また、地下道の清掃作業を行うに当たっては、清掃作業中であることを表示する立て札を設けるとともに、作業区間の両端に交通誘導警備員を配置し、作業の安全と一般車両の通行を円滑に保つように努めなければならない。

第4条 道路清掃における清掃作業に当たって、「作業計画・収集ごみの処理・完了報告・前払金・支払い・提出書類・検査・その他」については、以下によらなければならない。

（作業計画）

1 別紙「路線図」に記載の路線（区間）について、発注者が別途指示する清掃回数を確保したうえで、受注者は作業日程を調整することができるが、業務着手前に年間の作業計画を発注者と協議するとともに、翌月の路線（区間）ごとの作業予定日を記載した月間作業計画を、前月25日までに発注者まで提出し、

承認を受けなければならない。

ただし、路面状況等により、発注者が日程の変更を指示する場合がある。また、雨天時は清掃を中止し、後日に行うこととする。

（収集ごみの処理）

2 清掃作業により収集したごみ等の処分は、下記によること。

- ・人力による清掃作業（歩道・地下道・中央分離帯）については、東部土木みどり事務所のストックヤードへ搬入すること。
- ・機械による清掃作業については、別紙に従い適正に収集運搬を行うこと。別紙に記載の最終目的地へは、事前に搬入日を連絡すること。

また、収集ごみを運搬の最終目的地へ直接搬入しない場合は、移動先の土地について発注者と土地使用貸借契約（無償）を締結すること。

（完了報告）

3 受注者は、毎月5日までに前月分の作業完了報告書（作業を行った路線及び区間を記載したもの）、区間ごとに完了を確認できる写真（作業前及び作業後）及びその他発注者の指示した資料を提出すること。また、その際に不十分な箇所等の指摘を受けた場合には、速やかに完全な清掃を行うこと。

（支払い）

4 本契約の委託料は、1 km当たりの作業単価を定めるものであり、各工種の1ヶ月毎の出来高（作業距離）を乗じた額を支払額とする。

ただし、出来高（作業距離）の算出に当たっては、京都市土木工事施工管理基準に基づくものとする。また、受注者は、月毎の支払いを請求するに当たっては、前月分の出来高を路線（区間）毎に記載した出来高表を、請求書とともに提出しなければならない。

（提出書類）

5 受注者は、業務着手前に、緊急連絡体制、カラー写真（使用車両でナンバープレート、社名表示、外装色及び黄色回転灯等が写っているもの等）、使用車両運転者のリスト、及び使用車両に係る「自動車検査証」、「自動車運転免許証」の写しを提出しなければならない。

（その他）

6 受注者は、清掃作業中、道路周辺の人家、通行人等には十分な注意を払い、一般交通に支障を及ぼさないよう努めるとともに、清掃作業中であることを表示し、一般通行者等の注意を喚起すること。

万一事故が生じた場合には、直ちに受注者において適正な処理を行うとともに、速やかに、その状況及び結果等を発注者に報告しなければならない。

その他疑義が生じた場合は、受注者のみで判断せず、発注者と協議のうえ、決定することとする。

第5条 道路清掃における機械による清掃作業に当たっては、以下の条件を想定している。これらは設計上の想定であり、契約を拘束するものではない。

路面清掃(機械清掃工)(夜間)		
条件	路面清掃車機種	ブラシ式リアダンプ2.5m ³ 級
	清掃車、ブラシ保有区分	清掃車持込、ブラシ持込、ブラシ式
	路面清掃車運転時間	0.167時間/km
	散水車機種	5500～6500L
	散水車機械使用区分	持込
	機械供用日当り運転時間	標準
路面清掃車運転(基地から処分地)(昼間)		
数量	路面清掃(機械清掃工)100kmあたり運転時間	0.3時間
条件	路面清掃車機種	ブラシ式リアダンプ2.5m ³ 級
	機械供用日当り運転時間	標準
	路面清掃車使用区分	持込

第6条 道路清掃における人力による清掃作業に当たっては、以下の条件を想定している。

工 種	施工場所	塵埃量	単位施工面積 (m ² /km)
路面清掃(歩道・人力)	歩道	少ない	1,000
路面清掃(地下道・人力)	地下道	少ない	1,000
路面清掃(中央分離帯・人力)	中央分離帯	普通	1,500

産業廃棄物の処理に係る特記事項

排出事業者：京都市（以下「甲」という。）と、収集運搬業者：受注者（以下「乙」という。）は、道路清掃業務により排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して次のとおりとする。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. 乙は、＜事業の範囲＞に必要な事項を記載し、甲に提出するものとする。
2. 乙は、甲から委託された廃棄物を＜委託業務の内容＞に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車両で適正に運搬する。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 甲は、廃棄物の適正処理のために必要な情報として、＜委託業務の内容＞の適正処理に必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。
2. （1）甲は、＜委託業務の内容＞の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）を参考に、書面にて提供しなければならない。
（2）甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 乙が、第1項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。
ただし、業務終了報告書は、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票の運搬終了報告で代えることができる。

第7条（業務の一時停止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

第8条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し、委託契約書に基づき報酬を支払うものとし、甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬は、委託契約書に記載の単価を含むものとする。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項（2）、第7条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第9条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価もしくは委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項（2）、第7条の場合も同様とする。

第10条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。

第11条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本特記事項に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第12条（協議）

この特記事項に定めのない事項又は各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

<委託業務の内容>（※の欄は、ア・イのうち該当するものに○印をつける。また、空欄は斜線を引く。）

(1) 契約期間：委託契約書に記載の期間

(2) 乙の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地	株式会社HIRAYAMA（許可番号06521073755）		
の所在地等	京都市伏見区深草神明講谷町29番地		
※ ア 積替・保管を行う		① 積替・保管を行わない	
積替・保管の所在地		搬入できる廃棄物の種類	
積替えのための保管上限			
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの可否		※ ア 混合する イ 混合しない	
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保管場所において、手選別を行うことの可否		※ ア 手選別をする イ 手選別しない	

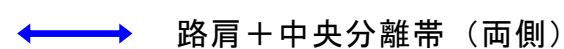
(3) 輸入廃棄物の有・無：無

(4) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量、契約単価、適正処理に必要な情報等

産業廃棄物の種類		管理型混合廃棄物（土砂を含む）	
予定数量（年間）		18（m ³ ）	
収集・運搬単価		委託契約書の単価に含む。	
適正処理に必要な情報	性状・荷姿	性状：固形状、荷姿：バラ	
	性状の変化	無	
	混合等による変化	無	
	含有マークの有無／石綿含有産業の有無／その他取扱注意事項	無	

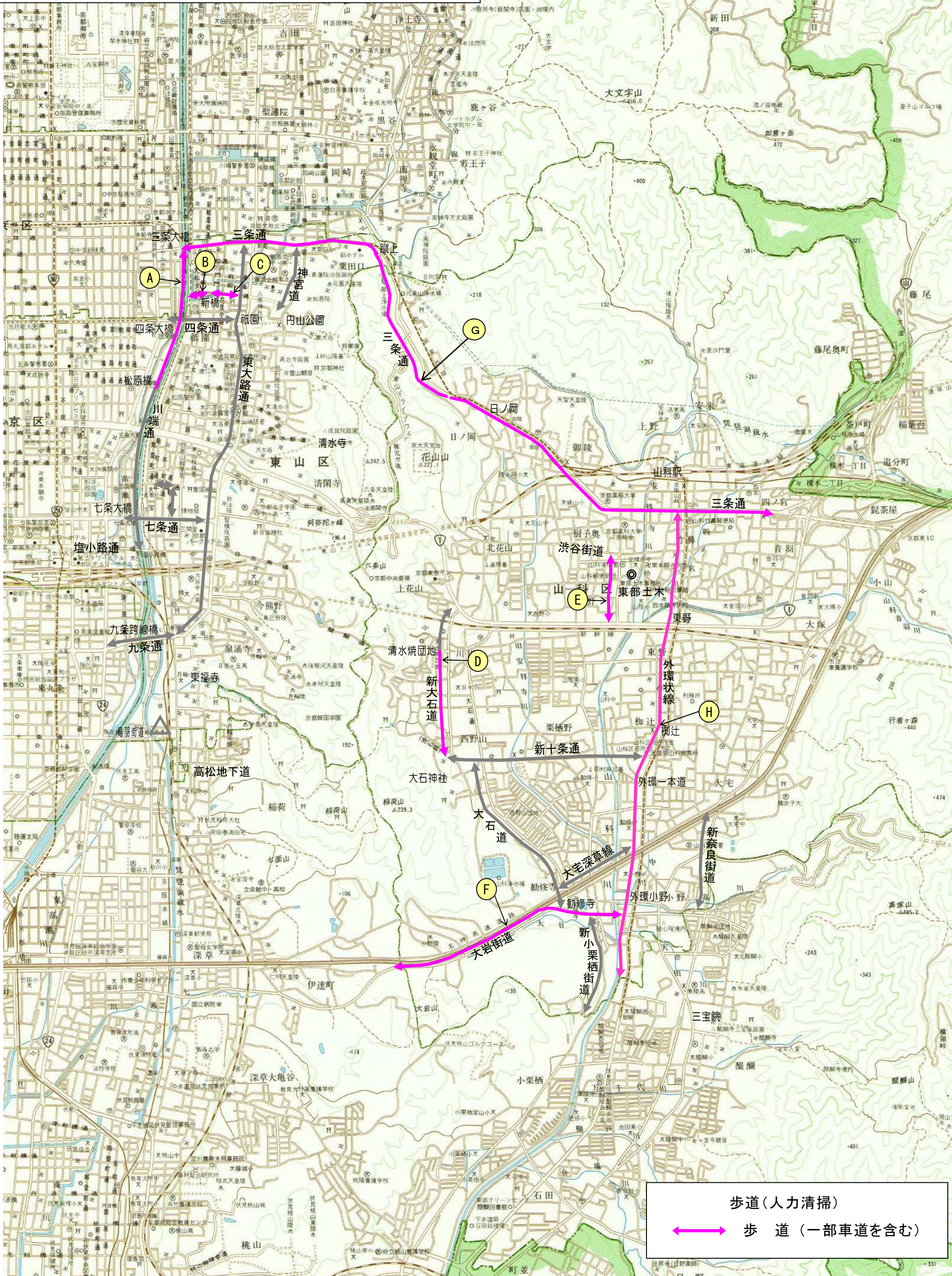
※上記の事項に変更があったときは、産業廃棄物の処理に係る特記事項第9条に基づき書面により変更を行うものとする。

路線図



道路人力清掃(歩道)(東部土木みどり事務所)

路線図



路線図

